

株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 18 年 12 月 1 日

株主各位

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目 43 番 15 号
株式会社デジタルガレージ
代表取締役 林 郁

平成 18 年 9 月 26 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成 19 年 1 月 1 日（月曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
 - 分割により増加する株式数**
普通株式とし、平成 18 年 12 月 31 日（日曜日）最終の発行済株式総数に 1 を乗じた株式数とする。
 - 分割の方法**
平成 18 年 12 月 31 日（日曜日）〔但し、当日及びその前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 18 年 12 月 29 日（金曜日）〕を基準日として、株主の所有株式数を、**1 株につき 2 株の割合**をもって分割する。なお、分割の結果生ずる 1 株未満の端数については、会社法第 235 条の規定に従い現金により調整するものとする。
- 発行可能株式総数の増加**
会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 1 月 1 日（月曜日）付をもって当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 240,000 株増加して、480,000 株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

- 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。
- 証券保管振替制度ご利用の場合は、平成 19 年 1 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになり、平成 19 年 1 月 4 日（木曜日）から売却等が可能です。
- 株式の分割により発行する株券及びご所有株式に関するご案内は、平成 19 年 2 月下旬にお届出ご住所にお送り申し上げます。なお、証券保管振替制度ご利用でない場合、発行する株券がお手元に到着するまでの間は当該株式のご売却等は出来ませんのでご注意ください。（証券保管振替制度ご利用のお手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。）
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で証券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

株主名簿管理人

東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

中央三井信託銀行株式会社 本店

同事務取扱場所

〒168 - 0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

（お問合せ先）

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120 - 78 - 2031（フリーダイヤル）

同 取 次 所

中央三井信託銀行株式会社 全国各支店

日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店